

ハンセン病問題を正しく理解しましょう！

問 保健福祉課 健康増進係

☎476-1111 (131・132)

ハンセン病問題に対する解決の促進を図るために、県では「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を定めています。

誤った隔離政策によって、強制的に隔離され、ご本人だけでなく、ご家族も偏見や差別を受け、かけがえのない多くの方々の人生が奪われました。

病気が治っても家族の元へ帰れず、社会復帰が難しい状況にあり、今もなお、多くの方々が、療養所での生活を余儀なくされています。

長い間、偏見や差別に苦しめられたハンセン病であった方々等が、平穩に安心して生活できる地域づくりのために、また、二度とこのような悲しい歴史を繰り返さないために、私たち一人ひとりが、ハンセン病問題とは何かを正しく理解することが大切です。

ハンセン病問題を正しく理解する週間

令和2年6月21日(日)～6月27日(土)

■ハンセン病に関する知識

ハンセン病は、らい菌によっておこる感染症で、遺伝病ではありません。らい菌の感染力は弱く、非常にうつりにくい病気です。また、早期発見と早期治療により、短期間で完治する病気です。

国民健康保険証に関する大事なお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係

☎476-1111 (134・135)

■国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の更新について

国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者証の更新については、世帯主宛で郵送による配付となります。お手元に届きましたら、記載内容と人数分あるかの確認をお願いいたします。

なお、更新後の国民健康保険被保険者証はオレンジ色、後期高齢者医療被保険者証は緑色となっております。

また、お使いいただいていた古い被保険者証については回収となりますので、たいへんお手数ですが8月以降に大崎町役場保健福祉課国民健康保険係窓口もしくは野方支所へ持参していただくか、お近くに住む役場職員へお渡しいただきますようお願いいたします。

新しい被保険者証については、7月中旬以降送付いたしますが、多くの世帯へ郵送することとなりますのでお手元に届くまで時間を要する場合があります。

8月になりましても被保険者証が届いていない場合には役場保健福祉課国民健康保険係まで、ご連絡くださいますようお願いいたします。

■配布される保険証



【国民健康保険被保険者証】



【後期高齢者医療被保険者証】